

平成23年(㉮)第1号

温泉施設利用妨害禁止等仮処分命令申立事件

債権者 井 武志 外14名

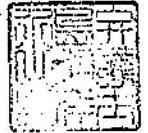
債務者 加藤利彦 外 2名

2011年(平成23年)6月17日

大分地方裁判所日田支部 御中

債権者代理人弁護士 前 田 豊

同 弁護士 島 村 洋 介



## 主 張 書 面 (5)

(電気代に関する求釈明)

### 1 電気代未払

九州電力によれば、中央農林は、平成23年3月分までの電気代を支払ったが、同年4月分の電気代75万8,446円、同5月分の電気代68万9,862円を支払っていないとのことであるが、それは事実であるか。

### 2 電気の供給停止

九州電力によれば、平成23年4月分の電気代の最終支払期限は6月28日で、その日までに支払われないと翌日には配線を切って供給を停止するということであり、5月分の最終支払期限は7月31日で、供給停止は同様であるということであるが、それは事実であるか。

### 3 今後

中央農林は、電気代について、今後どうする予定であるか。

### 4 電気代の分担の可能性

3月までの暫定合意の協議のなかで、債権者らは、電気代の人数割分担の提案をしたことがあるが、その可能性については、中央農林はどう考えているか。